

# 第62回大阪市港湾審議会議事録

平成28年5月25日

大阪市港湾局

## 目 次

1. 開催日時	1
2. 開催場所	1
3. 審議会次第	1
4. 出席委員	2
5. 審議経過	3
附属資料	1 1
1. 諮問書	1 1
2. 答申書	1 2

1. 開催日時

平成28年5月25日（水）

開会 10時00分

閉会 10時25分

2. 開催場所

大阪市北区中之島1-3-20

大阪市役所屋上階P1共通会議室

3. 審議会次第

(1) 開会の辞

(2) 挨拶

(3) 議事

大阪港港湾計画の一部変更

(4) 閉会の辞

#### 4. 出席委員

森 隆 行	(流通科学大学教授)
今西 珠美	(流通科学大学教授)
神吉 紀世子	(京都大学大学院教授)
安積 敏政	(甲南大学特任教授)
善本 かほり	( (有) arec 代表取締役)
高橋 智幸	(関西大学教授)
村井 康二	(神戸大学大学院准教授)
嘉名 光市	(大阪市立大学大学院准教授)
井上 欣三	(神戸大学名誉教授)
守島 正	(大阪市会建設消防委員長)
山本 長助	(大阪市会建設消防副委員長)
竹下 隆	(大阪市会建設消防副委員長)
川本 清	(公益社団法人大阪港振興協会会長)
宮城 勉	(大阪商工会議所専務理事)
小嶋 敏弘	(大阪港湾労働組合協議会議長)
遠藤 飾	(全日本海員組合大阪支部支部長)
北村 英一郎	(大阪府漁業協同組合連合会理事)
代 山下 英一	(財務省大阪税関長 片山 一夫)
代 國松 靖	(国土交通省近畿地方整備局長 山田 邦博)
代 吉田 憲史	(国土交通省近畿運輸局長 天谷 直昭)
小島 良二	(大阪海上保安監部長)
代 田川 慎一	(大阪府都市整備部長 吉村 庄平)

## 5. 審議経過

開 会 10:00

○高橋総務課長 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、第62回港湾審議会を始めさせていただきたいと思えます。

本日は御多忙の中、本審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めます、大阪市港湾局総務課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

現在、委員総数28名中、21名の方に御出席いただいております。大阪市港湾審議会条例第5条に定める定足数に達しておりますので、ただいまから第62回大阪市港湾審議会を開催いたします。

まず、皆様にお願いがございます。携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

本審議会は、大阪市港湾審議会公開基準に基づき、公開といたします。また、本日の審議会の議事内容につきましては、後日、大阪市のホームページで公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、第62回大阪市港湾審議会の開催に当たりまして、大阪市港湾局長の藪内より御挨拶を申し上げます。

○藪内港湾局長 おはようございます。港湾局長の藪内でございます。この4月から港湾局長に就任いたしました。よろしくお願いいたします。

まず、皆様におかれましては、大変お忙しい中、第62回の大阪市港湾審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素から本市の港湾行政に対しまして多大なる御協力を賜っておりますことを、改めましてこの場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございます。

大阪港におきましては、2015年の外貿コンテナの取扱量が197万TEUということで、対前年比で約9%の減少という結果となり、昨年は大変厳しい年でございます。今年に入りまして、1月、2月は大変厳しい状況が続いておりましたが、3月、4月の

状況を見ますと、少し持ち直し感が出てきているかなと思っております。今後とも港勢の拡大に向け、国際コンテナ戦略港湾として、引き続き、「集貨」「創貨」「競争力強化」の取組みを進めてまいりたいと考えております。

本日の諮問内容につきましては、大阪港港湾計画の一部変更でございまして、内貿フェリーの大型化への対応というものでございます。フェリー輸送につきましては、荷役効率の高い輸送モードであり、環境負荷の低減にもつながります。本市といたしましても、内貿フェリー埠頭機能の充実というのは非常に重要な取組みであると考えております。限られた時間ではございますが、よろしく御審議のほど、お願い申しあげたいと思います。

最後になりますが、大阪港につきましては、1868年、慶応4年に開港して以来、平成29年には開港150年を迎えることとなります。大阪市といたしましても、この記念すべき機会を捉えまして、利用者、それから関係者の皆様、市民の皆様とともに大阪港をより一層盛り上げてまいりたいと思っております。そのための企画も今後実施していきたいと思っておりますので、その節はよろしくお願いいたします。

非常に簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○高橋総務課長　それでは、議事に入る前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、「次第」でございます。「大阪市港湾審議会委員名簿」でございます。本日の座席表でございます。次に、右肩に「資料1」とあります「大阪港港湾計画書（案）―一部変更―」でございます。続きまして、資料2「大阪港港湾計画資料（案）―一部変更―」でございます。資料3「大阪港港湾計画の一部変更について（案）～説明資料～」でございます。また、参考資料といたしまして、「大阪市港湾審議会条例」「大阪市港湾審議会運営要綱」「PORT OF OSAKA」「大阪港案内」をお配りしております。

お手元の資料に不足等はございませんでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。以降の議事進行につきましては森会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○森会長　皆様、おはようございます。

それでは、議案の審議に入る前に、本審議会運営要綱第8条の規定によりまして、本日

の議事録署名者を指名させていただきます。

本日の議事録署名につきましては、川本委員と山田委員代理出席の國松様にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の審議案件は、港湾法第3条に基づく平成28年5月11日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項、「大阪港港湾計画の一部変更について」でございます。

審議に当たり、港湾管理者より説明をお願いいたします。

○田邊計画課長　大阪港港湾局計画整備部計画課長の田邊でございます。どうぞよろしく願いいたします。

お手元の資料3「大阪港港湾計画の一部変更について（案）説明資料」と書いております資料に沿って説明いたします。なお、少し小さいですが、前方に資料と同じ映像を映しておりますので、適宜見やすい方を御覧ください。

それでは、資料の1ページ目でございます。まず、今回の変更の場所でございますが、南港地区の南港南というエリアです。今回の変更の理由といたしまして、2点挙げております。1つは、内貿フェリーの大型化への対応ということで、※をつけておりますが、これは港湾法第3条の4に基づき港湾運営会社である阪神国際港湾株式会社からの提案に対する対応ということでございます。もう1つの変更理由といたしましては、環境負荷の低減に資する内貿フェリー埠頭機能の充実ということでございます。

次に、港湾計画の変更事項ですが、1つはフェリー埠頭計画の部分、もう1つは港湾の効率的な運営に関する事項、そして最後に、国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設、この3カ所について変更したいと考えております。

2ページ目でございます。今回の変更箇所は資料の丸で囲んでおります南港地区南港南の南港フェリーターミナルでございます。現状、こちらは縦横橋構造のフェリーバースが3バース、F1、F3、F4とございまして、このうち、今回変更するのは中央のF3バースでございます。既定計画では、水深7.5メートル、延長が230メートルとなっております。四国の東予港と大阪港を結ぶ航路がございます。

3ページ目でございます。港湾計画の変更事項の1点目、フェリー埠頭計画の変更でございます。既定計画でF3バースは、対象船舶を1万総トン数としており、バース延長が

230メートルとなっております。資料左側の図を御覧いただきたいと思いますが、栈橋部分とその先端のドルフィン部分を合わせまして200メートルございます。それと、つけ根の部分の、ケーソン構造になっておりますが、ケーソン岸壁の部分で30メートル、合わせて230メートルという総延長になっております。資料右側でございますが、今回の変更におきましては、このF3バースの対象船舶を1万5,000総トン数とし、既定計画の先端からさらに沖合20メートル先に新しいドルフィンを設置することになりますので、バース延長を20メートル延長し、総延長といたしましては250メートルという内容に変更したいと考えております。

4ページ目でございます。変更事項のうちの2点目、港湾の効率的な運営に関する事項の変更でございます。南港地区の南港南でございますが、現状、港湾計画におきましては、効率的な運営を特に促進する区域、具体的には、港湾運営会社が一体的かつ効率的に運営を実施する区域、と位置づけられております。今回の変更はその区域内の施設の諸元の変更ということであり、その施設として南港フェリーターミナルの3つのバースが位置づけられておりますことから、現状3つのバースの総延長が690メートルとなっているところを710メートルに変更するというものでございます。

次に、変更事項の3点目、国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設の変更でございます。この海上輸送網または国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設というのは港湾法第52条及び港湾法施行規則第15条の13の規定によりまして、海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設であって、国土交通大臣が直轄事業によって港湾工事を実施することができる施設ということになっております。南港フェリーターミナルの3バースは、この施設として位置づけられていることから、そのトータルの延長を同様に690メートルから710メートルに変更するというものでございます。

5ページ目でございます。フェリー新造船計画、及びそれによる効果についてでございます。まず、背景といたしまして、四国航路を運行するフェリー会社では、平成30年3月に投入する新造船を大型化するという予定となっております。当該フェリー会社から阪神国際港湾株式会社に対して、大型化する新造船に対応可能な港湾施設を整備されたいという要望がございました。その要望を受けまして、阪神国際港湾株式会社から港湾管理者



であります大阪市に対し、港湾法第3条の4に基づく港湾計画の変更の提案がなされたという経過がございます。

新造船のスペックでございますが、この表の一番下の欄に書いておりますが、総トン数1万5,000総トン数、船舶の全長が199.9メートル、全幅が27.5メートルとなっております。備考欄に書いておりますが、平成30年に就航予定でございます。

それから、新造船計画による効果として、1つはCO<sub>2</sub>排出量の削減ということで、現在就航しておりますフェリーと比較して20%の削減。エネルギー消費量の削減率は、同様に現在就航しておりますフェリーと比較して20%の削減が見込まれております。

また、操船性能の向上ということで、船舶の変更により、スムーズな離着岸操船が可能になるというものでございます。

次に6ページ目、その他の事項でございます。まず、船舶の航行安全についてでございますが、今回、南港フェリーターミナルの3バースの前面水域におきまして、船舶の全長の2倍に相当します400メートルを直径とする範囲、これを回頭水域として水深7.5メートル以上が確保されているということを確認しております。

次に、環境への影響でございますが、今回の計画変更に際して、フェリー貨物量の実績値が減少傾向の中、新造フェリーを大型化したしましても、フェリー貨物量及び関連車両数につきましては既定計画の範囲内に収まると見込んでおります。したがって、今回計画に伴う環境負荷は軽微であると考えており、周辺環境に与える影響は軽微であると考えております。

最後に7ページ目、今後の予定でございます。今回の一部変更に係るパブリックコメントを4月15日から5月13日までの約1カ月間にわたって実施しております。このパブリックコメントでの御意見は特にございませんでした。

それから、本日の審議会への諮問、答申を受けまして、その後、国土交通大臣への計画の提出、その後、今年の夏ごろに予定をされている交通政策審議会への諮問、答申を受けまして、国土交通大臣から港湾管理者であります大阪市への通知、さらに、港湾計画の概要の公表といった流れを予定しております。

今回の港湾計画の一部変更についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○森会長　　ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、この件につきまして、5月20日に本審議会幹事会を開催しておりますので、その結果について、大阪市港湾局の田中計画整備部長から報告をお願いします。

○田中計画整備部長　　計画整備部長の田中でございます。

去る5月20日、大阪市港湾局会議室におきまして、大阪市港湾審議会幹事会を開催いたしました。本日の審議会にて御審議いただきます大阪港港湾計画の一部変更の案につきましては、特段の異議なしという結論を得ております。

以上、御報告申しあげます。

○森会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○川本委員　　今の説明の最後で、今後の予定というところがございましたが、最後から2つ目で、国土交通大臣より港湾管理者への港湾計画の変更について適当であるという通知がございますが、港湾計画の概要の公示というのは何を公示するのかというのが1つ。

今一番大事なフェリーバースの延伸と思いますが、着工はいつごろからされるのかというのを今後の予定のところで聞けると思っておりましたので、その2点をお願いいたします。

○森会長　　今の御質問、2点ですが、事務局のから、回答をお願いできますか。

○蔵所計画課長代理　　港湾計画の概要の公示についてですが、大阪市の公報ですとか、あるいはホームページ上で、今審議いただいている内容を公表させていただくということでございます。

それと、着工時期についてですが、現在、阪神国際港湾株式会社からは、平成28年9月に工事着工予定と聞いております。

以上でございます。

○森会長　　それでは、着工予定が平成28年の9月ですか。30年の就航には間に合うということですね。

それでは、他にいかがでしょうか。御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

○井上委員 計画の変更に関しては特に異論はありませんが、少し技術的な問題になるかと思いますが、確認させてください。F3バースを延長するというので、先ほど、ドルフィンを設置して延長すると聞こえましたが、そのまま直立岸壁を延長するのか、追加して独立のドルフィンを設置されるのか、そこを確認させていただきたく思います。

○森会長 事務局から御回答をお願いします。

○田邊計画課長 結論から言いますと、ドルフィンの設置による延長でございます。栈橋そのものを延長するものではございません。

○井上委員 もう一言よろしいですか。

○森会長 はい、どうぞ。

○井上委員 それはリーズナブルでよろしいかと思いますが、私の経験で、ドルフィンを設置して岸壁延長を長くすると、ドルフィンを設置したときに、杭で構造を造られるかと思えます。そうすると、杭の下の支えが航路の中へ入り込むことがあります。そうすると、喫水との関係で、上のドルフィンのところのフェンダーにタッチする前に、ドルフィンの足に船の底が接触してしまう可能性があります。その点を注意して設計されたほうがいいと思えます。

○田邊計画課長 ありがとうございます。今回のドルフィンも、前方に図面を映しておりますが、先生の御指摘のように斜杭構造を予定しておりますので、喫水の関係で船舶に接触しないように当然設計をするように進められていると考えておりますが、設計をいたしますのが大阪港埠頭株式会社になりますので、そちらにも伝えておきたいと思えます。どうもありがとうございます。

○森会長 ありがとうございます。設計に当たってのアドバイスということで、関係者に通知するというのでございますが、それでよろしいですか。

他にはいかがでしょうか。御質問、御意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、他に御意見、御質問がございませんようですので、答申についてお諮りしたいと思えます。

本日の議案であります大阪港港湾計画の一部変更について、原案のとおり適当であると

答申を行うことで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森会長　ありがとうございます。御異議がございませんので、原案のとおり適当であるという答申を行いたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了させていただきます。あとの進行を事務局にお返ししたいと思います。

○高橋総務課長　御審議ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第62回大阪市港湾審議会を終了させていただきます。

本日は御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

閉　会　10:25

大阪市港湾審議会 会長 森 隆 行 印

大阪市港湾審議会 委員 川 本 清 印

大阪市港湾審議会 委員 代 國 松 靖 印

付属資料

1. 諮問書

大 港 湾 第 193 号

平成 28 年 5 月 11 日

大阪市港湾審議会

会長 森 隆行 様

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 吉村 洋文

大阪港港湾計画－一部変更－について（諮問）

標題について、港湾法第3条の3第3項の規定に基づき、別紙の内容について審議会の意見を求めます。

※ 別紙 大阪港港湾計画書（案）及び大阪港港湾計画資料（案）については省略

2. 答申書

大 港 湾 審 第 3 号

平成 28 年 5 月 25 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市港湾審議会

会長 森 隆行

大阪港港湾計画 - 一部変更 - について（答申）

平成 28 年 5 月 11 日付け、大港湾第 193 号により諮問のあった標題について審議した結果、「原案のとおり適当である」と答申します。